

○あき地の雑草等の除去に関する条例

昭和54年3月26日

条例第22号

改正 平成13年9月28日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、柏市環境基本条例（平成13年柏市条例第31号）の趣旨に基づき、あき地の管理不良状態を解消することにより、生活環境の向上を図ることを目的とする。

(平13条例31・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) あき地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、現に所有者等が使用していない土地をいう。
- (2) 雑草等 雑草、枯草及びこれらに類するかん木をいう。
- (3) 所有者等 あき地の所有者又は管理者をいう。
- (4) 管理不良状態 雑草等が繁茂し、放置され、周囲に迷惑を及ぼすような状態をいう。

(あき地の所有者等の義務)

第3条 所有者等は、あき地が管理不良状態にならないよう努めなければならない。

(指導)

第4条 市長は、あき地が管理不良状態になるおそれがあると認めるときは、所有者等に対して雑草等の除去について、必要な措置をとるよう指導することができる。

(命令)

第5条 市長は、あき地が管理不良状態にあると認めるときは、所有者等に対して雑草等の除去を命令することができる。

(代執行)

第6条 市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等がこれを履行しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を所有者等から徴収することができる。

(立入調査)

第7条 市長は、指導、命令又は代執行を行うため必要があると認めるときは、必要な限度において市職員をして、あき地に立ち入って調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則 (平成13年条例第31号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。